

地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により、地方自治体は、ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、緊急事態宣言等の影響により疲弊した地域経済の立て直しなど、新たに多くの課題への対応が必要となっている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、従来からの行政サービスに対する需要も、少子・高齢化の進行とともに、これまで以上に高まりつつあるほか、近年多発している大規模災害への対応も迫られている。

一方、地方公務員をはじめとする公的サービスを担う人材は限られており、こうした中で、多様化するニーズへの対応や細やかなサービスの提供を安定的に行っていくためには、地方財政の充実・強化が不可欠であり、国による各自治体への財源保障がますます重要になっている。

政府は、地方への財政措置として、いわゆる「骨太方針2018」に基づき、地方の一般財源総額について2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保されるのか心配される。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政ニーズなども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、安定的な地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 新型コロナウイルス対策として、各自治体がワクチン接種体制の構築をはじめ、感染症対応に係る全体的な業務体制・機能の強化や、地域経済の活性化、その他の新型コロナウイルスに対応した事業を行えるよう確実な財源措置をはかること。
- 3 子育て支援、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、福祉人材確保のための自治体の取組みを支える財政措置を講じること。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
- 5 会計年度任用職員制度により、各自治体には新たな負担が生じていることから、必要な財源を確実に確保すること。
- 6 地域間の税源偏在性の是正にむけては、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたが、各種税制の廃止、軽減の検討にあたっては、地方と十分に協議を行いながら、導入に際しては地方財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源を確保するなど財政運営に支障が生じることがないように配慮すること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

8 地方交付税の国税4税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月25日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革、経済財政政策）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 あて